

埼玉県後期高齢者医療広域連合議会定例会の回数を定める条例

平成19年8月10日

条例第12号

第1条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第102条第2項の規定に基づき、

埼玉県後期高齢者医療広域連合議会定例会の回数を年2回とする。

第2条 前条の定例会招集の時期は、広域連合長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。